

郵送による申請手続きの実施

1 実施期間

令和2年4月1日（水）から

2 郵送の方法により行うもの

○ 探偵業の廃止の届出

3 郵送手続きにおける留意事項

- (1) 申請者が郵送による手続きを希望する場合には行います。
- (2) 申請先（経由）警察署窓口へ郵送手続きの電話受付を行ってから郵送してください。
- (3) 郵送に係る費用（郵送料金、封筒代等）は、申請者負担となります。
- (4) 利用する郵便種別は、郵便窓口による引受から送達までの間、配達過程を記録する郵便等の利用をお願いします。
- (5) 廃止の届出受理後は、警察署から登録番号の連絡を行います。

4 本件に関する問い合わせ先

警視庁生活安全総務課(防犯営業第三係)

03-3581-4321 内線30352